

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制および株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し、維持していくことが重要であると考えており、積極的なディスクロージャーを行ってまいります。また、法令の遵守につきましては、弁護士や公認会計士等の有識者の意見を参考にするとともに、管理部門の強化および内部統制システムの整備を推進し、コンプライアンス徹底に向けた全社的な意識強化と定着に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川嶋真理	26,720	19.92
三木谷浩史	6,454	4.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,785	3.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,900	2.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,463	1.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	1,780	1.33
兼松コミュニケーションズ株式会社	1,500	1.12
チェース マンハッタン バンク ジー ティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	1,370	1.02
ジェーピー モルガン チェース バンク 385093	1,349	1.01
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,181	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記すべき事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山口善輝	他の会社の出身者				○	○			○	
美澤臣一	他の会社の出身者				○	○			○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山口善輝	○	プライムワークス株式会社取締役、株式会社FORK2代表取締役を兼任しております。	長年にわたるモバイルインターネット業界でのビジネス経験及び会社経営経験を独立した視点から当社の経営に活かしていただくためです。また、一般株主との利益相反の生ずる恐れがある事項にいずれも該当していないことから、当社の独立役員として指定しております。
美澤臣一		コ・クリエイションパートナーズ代表取締役、株式会社マクロミル社外取締役、株式会社ナノ・メディア社外監査役を兼任しております。	長年のビジネス経験及び会社経営経験を独立した視点から当社の経営に有用な意見をいただくためです。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	0名
監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人であるあずさ監査法人と定期的に意見交換を行い、会計監査に関する報告を受けるとともに検討を加えることによって、取締役の業務執行の監視および牽制を行っております。  
また、当社は社長直轄機関として内部監査室を設置し、主要な事業部門を中心に業務監査を計画的に実施しております。内部監査室は、被監査部門に対して具体的な助言・勧告、業務改善状況の確認を行うとともに、監査役および会計監査人との意見交換等により、内部統制組織の監視および牽制を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山口豊義	他の会社の出身者									○
井上昌治	弁護士				○					○
濱村則久	公認会計士				○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山口豊義		——	企業の内部統制に関する経験が豊富であり、優れた見識からの監視、助言を期待して選任しております。
井上昌治		株式会社ロングリーチグループ社外取締役、KLab株式会社社外監査役、三洋電機ロジスティクス株式会社社外取締役を兼任しております。	弁護士という立場から、会社経営上の特に法務面からの監視、助言を期待して選任しております。
濱村則久		株式会社フリーハンド代表取締役、株式会社マッドハウス社外監査役を兼任しております。	公認会計士という立場から、会計監査人とは別の視点で会社の財務状況の監視、助言を期待して選任しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

——

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <span style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">更新</span>	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
--	-----------------------------

#### 該当項目に関する補足説明 更新

(1) 業績連動型報酬制度の導入…従前の役員賞与に代わるものとして平成20年4月より業績連動型の報酬制度を導入し、当社の企業価値向上へのインセンティブを強化しました。

(2) 業績連動型報酬の算定方法…短期業績インセンティブとして、前年度の連結税金等調整前当期純利益実績額に、一定の係数を乗じて算出した金額を総額とし、これを役職位の指数により按分したものを業績連動型報酬としています。なお、社外取締役には業績連動型報酬は支給していません。

(3) ストックオプション制度の導入…当社取締役について平成22年7月に退職慰労金制度を廃止する一方で、中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため株式報酬型ストックオプション制度を導入しました。当制度によるストックオプション報酬は、取締役報酬の限度額とは別枠の年額100万円を限度額かつ新株予約権の総数として年間500個を上限に付与するものです。

——

## ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他

### 該当項目に関する補足説明

前項(3)のストックオプション制度とは別に、役員、従業員並びに社外の協力者に対するインセンティブを目的として、平成16年6月の臨時株主総会の特別決議にて決議いたしました。

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、事業報告及び有価証券報告書において開示しており、その内容は弊社ホームページにおいても掲載しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、役員報酬及びストックオプションで構成されております。

取締役の報酬限度額は、平成16年7月30日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。また、株式報酬型ストックオプションの報酬限度額は、平成22年7月29日開催の第11回定時株主総会において取締役(社外取締役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内と決議されております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役の職務を補助する担当セクションは経営企画本部、内部監査室となっております。当該部署は、取締役および監査役に対して取締役会等の議案内容に関する事前情報伝達のほか、業務に必要な情報の収集や資料の提供、必要に応じて個別ヒヤリング等によりサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

本書提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は、以下のとおりであります。

### <取締役会>

取締役会は7名の取締役(うち社外取締役2名)で構成されており、経営上の意思決定を行っております。定時取締役会は毎月1回開催され、監査役も出席し取締役の職務遂行を監視しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

### <監査役会>

監査役会は4名の監査役(うち社外監査役3名)で構成され、定期的に監査役会を開催しております。監査役は取締役会への出席のほか、取締役への意見聴取や資料の閲覧、内部監査室及び会計監査人との連携等により取締役の業務執行を監視しております。また、法令・定款に準拠した監査方針を定め、各監査役の報告に基づき監査意見を形成いたします。

### <内部監査室>

内部監査室は、社長直轄機関として設置しており、主要な事業部門を中心に業務監査を計画的に実施しております。また、被監査部門に対して具体的な助言・勧告、業務改善状況の確認を行うとともに、監査役及び会計監査人との意見交換等により、内部統制組織の監視及び牽制を行っております。

### <コンプライアンス委員会>

内部統制システム構築の基本方針に基づいてその体制を構築しコンプライアンス・プログラムにて運用を図っております。代表取締役の諮問機関としての役割を担うコンプライアンス委員会は、定期的に開催されコンプライアンスに関する重要事項の報告・協議・決議が行われます。

### <会計監査>

会計監査については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係がなく、かつ同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

#### イ. 業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数

指定有限責任社員 業務執行社員 井上 東

指定有限責任社員 業務執行社員 北川健二

指定有限責任社員 業務執行社員 村上正俊

なお、継続関与年数は全員7年以内であるため、記載を省略しております。

#### ロ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他8名

### <弁護士>

当社は顧問弁護士との顧問契約に基づき、法律全般および重要な法務的課題については随時相談を行い、必要な検討およびアドバイスを受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、ステークホルダーの信頼に応える良質なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、取締役会に要求されている業務執行と経営の監視・監督機能の両機能を適切に機能させるべく、社内取締役が主導する業務執行と独立性の高い社外取締役及び社外監査役による経営の監視・監督機能を軸とする上述の体制が適切であると判断し、経営の透明性・公正性・迅速性の向上を図っております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月が決算月のため、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
その他	自社ホームページにて招集通知を掲載し、議決権行使の円滑化を図っております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上、個人投資家説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「投資家情報」のコーナーに、決算短信、説明会資料、招集通知、決議通知、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 IR担当2名が対応しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、各種ステークホルダーの立場を尊重し、国内外の法令・国際ルールの遵守および企業倫理に沿った会社として取り組んでいくために「企業行動憲章」を定め、これに基づいた企業行動ガイドラインの制定、コンプライアンス教育の実施等の取り組みを行っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス管理体制を整備しコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念、企業行動憲章および諸規程・マニュアルを制定し横断的な統括としてコンプライアンス管理責任者を任命しコンプライアンス・プログラムを運用することしその維持・強化を行なう。

(2)当社グループの違反行為を直接通報できる倫理ヘルプラインを設置・運営する。

(3)社長直轄の内部監査室を設置し内部統制の監査を行う。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書保存管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁記録的な媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、コンプライアンス管理責任者がリスク管理責任者として、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

(2)当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えようととも早期の原状回復に努める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。

(2)定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(3)業務執行に当たっては、職務分掌規定及び職務権限規定において各人の責任と権限を定める。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、関連会社管理規程を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

(2)当社取締役およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

(3)当社の内部監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を(2)の責任者に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6 財務報告内部統制に関する体制

(1)当社は、信頼性のある財務報告を作成することが極めて重要であることを認識し、財務報告の信頼性および実効性を確保するためあらゆる機会を捉えて周知・徹底を図る。

(2)財務報告の作成過程においては虚偽記載ならびに誤謬などが生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用する。

7 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助する組織を内部監査室とする。

(2)監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、管理本部長等の指揮命令を受けない。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役と協議の上、取締役は次に定める事項を報告することとする。

a、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

b、毎月の経営状況として重要な事項

c、内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

d、重大な法令・定款違反

e、その他コンプライアンス上重要な事項

(2)使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるのととも、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、反社会的勢力とのあらゆる関係を遮断し、社会的正義を實踐すべく毅然とした態度で臨んでいくという基本方針を「企業行動憲章」「企業行動ガイドライン」に明文化しております。役員、従業員がその基本方針を順守するよう対応マニュアルを整備し、入社時、年次でのコンプライアンス教育において周知しております。

また、社内に対応統括部署を設け、平素から、外部の専門機関等から情報収集を行うとともに、不測の事態に備え、関係行政機関や顧問弁護士、その他外部の専門機関と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合において、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものと認識しております。また、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得や買収提案の中には、その目的等からみて対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なうおそれのあるものも見受けられ、そのような株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は不適切であると当社は考えます。

現在のところ、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても買収防衛策等の具体的な取組みをあらかじめ定めるものではありません。

ただし、株主から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に際しては、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

具体的には、株式大量取得者との交渉や社外の専門家を交えての当該買収提案の評価を行い、当該買付け行為(又は買収提案)が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、当社は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はございません。

# 株 主 総 会

監督

開示・説明

会計監査

取締役会

(取締役 7 名)  
内部統制基本方針

監査

監査役会

(監査役 4 名)

連携

会計監査人

報告

選任・解任

連携

代表取締役

指示

内部監査室

連携

報告

報告

指示

報告

コンプライアンス  
委員会

指示

内部統制

(内部統制の整備・運用)

社内各部門

内部監査

